



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課）…………… 1
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課）…………… 1

公 告

- 宅地建物取引業者に対する免許の取消し・2件（建築指導課）…………… 2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁教育支援課）……… 2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁教育支援課）…………… 3
- 特定調達契約に係る落札者の決定（教育庁県立学校教育課）…………… 5

収用委員会事項

- 収用及び使用の裁決手続開始の決定…………… 5
- 使用の裁決手続開始の決定・2件…………… 6
- 収用及び使用の裁決手続開始の決定…………… 7

告 示

沖縄県告示第343号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、与那原加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成30年 8 月28日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

沖縄県告示第344号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成30年 8 月28日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

- 1 公告認定対象区域 西原町字千原1番1ほか29筆
- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県中部土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 平成30年 8 月14日 沖縄県指令土第626号

公 告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条の規定により、同法第3条第1項の規定による免許を次のとおり取り消した。

平成30年8月28日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

- 1 宅地建物取引業者の商号及び代表者氏名 有限会社沖縄信用保証 新崎智貴
- 2 事務所の所在地 沖縄市比屋根三丁目1番12号
- 3 免許年月日及び免許証番号 平成25年8月17日 沖縄県知事（6）第2765号
- 4 免許の取消年月日 平成30年8月10日

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条の規定により、同法第3条第1項の規定による免許を次のとおり取り消した。

平成30年8月28日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

- 1 宅地建物取引業者の商号及び代表者氏名 株式会社大知建設 宮城裕一
- 2 事務所の所在地 宜野湾市真栄原二丁目12番3号全島ビル1階
- 3 免許年月日及び免許証番号 平成25年8月26日 沖縄県知事（1）第4403号
- 4 免許の取消年月日 平成30年8月10日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成30年8月28日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

- 1 調達する物品等の名称 校内LAN用アプリケーションサーバ等の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成30年8月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証明する書類
 - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに

申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711

(3) 申請書等の受付期間 平成30年8月28日(火曜日)から同年9月12日(水曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)とし、受付期間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期限 入札参加資格を付与された日から平成32年3月31日(火曜日)までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請時項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの類

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する校内LAN用アプリケーションサーバ等の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成30年8月28日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 校内LAN用アプリケーションサーバ等(以下「機器等」という。)の賃貸借(設置及び設定業務を含む。以下同じ。)一式

(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入の期限 平成30年11月30日(金曜日)

(4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を手入するための手段

(1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 平成30年8月28日付け沖縄県公報定期第4672号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による機器等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者

イ 機器等の設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を平成30年9月21日(金曜日)午後5時までに3(2)の場所に提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことのできることを並びに当該機器等に障害が発生した場合において、障害発生通知の日の翌日までに技術者を派遣して対応することができる

ことを証明した者

ウ 納入しようとする機器等の機能証明書を平成30年9月21日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者

(2) 資格に関する文書を手入するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 時期 平成30年8月28日（火曜日）から同年9月12日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711

4 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 平成30年8月28日（火曜日）から同年9月21日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成30年10月9日（火曜日）午前10時

(2) 場所 沖縄県庁13階第5会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。

ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成30年8月28日（火曜日）から同年9月21日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

(1) 名称 沖縄県教育庁教育支援課

(2) 所在地 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成30年10月5日(金曜日)午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育支援課に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Lease of Application Server for intra-school LAN 1 set
- (2) DELIVERY DUE DATE
Will be specified on our explanatory pamphlet
- (3) BID OPENING
Date and Time:October 9, 2018(Tuesday) 10:00 a.m.
Place:Okinawa Prefectural Government Building 13th floor, The Fifth Meeting Room
- (4) POINT OF CONTACT
Education Support Division, Okinawa Prefectural Board of Education,
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8571 Japan
Telephone 098-866-2711

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成30年8月28日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 旋盤・フライス盤工具等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県教育庁県立学校教育課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成30年7月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 前原エンタープライズ株式会社 那覇市銘苅1丁目14番16号
- 5 落札金額 34,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成30年6月8日

収 用 委 員 会 事 項

沖縄県収用委員会告示第10号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定した。

平成30年8月28日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道58号改築工事（名護東道路・沖縄県名護市字世富慶前平原地内から同市字数久田平良石原地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測			

名護市字数久田 平良石原	1260番	原野	山林	7,523	7,531.51	243.9	14.85	注1 注2
-----------------	-------	----	----	-------	----------	-------	-------	----------

注1 取用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のB42、A133、A134、A137、KP1、LB49、IC-R85、IC-R84、IC-R83、IC-R82、IC-R81、KP2、B39及びB42の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。
(別紙図面は、省略する。)

注2 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のKP3、ASL21、IC-SR60、IC-SR59、IC-SR58、IC-SR57、IC-SR56、KP4、KP2、IC-R81、IC-R82、IC-R83、IC-R84、IC-R85、LB49、KP1及びKP3の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(別紙図面は、省略する。)

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
古賀清文	名護市字数久田128番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成30年8月9日

沖縄県収用委員会告示第11号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成30年8月28日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道58号改築工事（名護東道路・沖縄県名護市字世富慶前平原地内から同市字数久田平良石原地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
名護市字数久田前平原	672番1	原野	山林	486	486.08	1.08	注

注 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のTL7K、TL6K、GD244及びTL7Kの各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(別紙図面は、省略する。)

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
徳村直人	沖縄市久保田三丁目6番3号山里マンション106号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成30年8月9日

沖縄県収用委員会告示第12号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成30年8月28日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道58号改築工事（名護東道路・沖縄県名護市字世富慶前平原地内から同市字数久田

平良石原地内まで)

3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
名護市字数久田前平原	685番1	原野	山林	39,512	39,370.43	1,580.64	注

注 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のPRN13、N275+0.0R、N276+0.0R、N277+0.0R、N278+0.0R、PRN14、K288、PLN7、N278+0.0L、N277+0.0L、N276+0.0L、N275+0.0L、PLN6、K304及びPRN13の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(別紙図面は、省略する。)

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
玉城江美子	名護市字数久田129番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成30年8月9日

沖縄県収用委員会告示第13号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定した。

平成30年8月28日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄電力株式会社
- 2 事業の種類 特別高圧送電線名護安富祖幹線保全事業及びこれに伴う附帯事業
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測			
名護市字幸喜幸地原	1052番1	原野	山林	9,577	9,577	225.00	(本体事業) 543.41 (附帯事業) 360.24	注1 注2 注3
名護市字幸喜幸地原	1042番	原野	山林	4,315	4,315	—	626.93	注4

注1 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のT5-B、T5-C、T5-D、T5-A及びT5-Bの各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(別紙図面は、省略する。)

注2 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のA、SN3、S93、S88、T5-B、F、G、K1008及びAの各点並びにS92、S3、S4、SN4、T5-C、S89及びS92の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(本体事業に係る土地の区域。別紙図面は、省略する。)

注3 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のS91、S90、S50、S52、S54、S56、S58、S60、S62、S64、S66、S68、S70、S72、S74、S76、S78、S80、S82、S84、S89、S88、S10、S12、S14、S16、S18、S20、S22、S24、S26、S28、S30、S32、S34、S36、S38、S40、S42、S44及びS91の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(附帯事業に係る土地の区域。別紙図面は、省略する。)

注4 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のS3、S6、S5、S4及びS3の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(別紙図面は、省略する。)

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所

宮城治勝

名護市字幸喜91番地

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成30年8月9日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--